

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則
 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則(一〇九・障害福祉課)……………1

規 則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。
 平成十八年九月二十九日
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規則
 (趣旨)

第一条 この規則は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)及び障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。
 (指定の申請等の様式等)

第二条 法の規定に基づく次に掲げる申請又は届出は、別に定める様式に別に定める書類を添えてしなければならない。
 一 法第三十六条第一項(法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定又は当該指定の更新の申請

二 法第三十七条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請
 三 法第三十八条第一項(法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定障害者支援施設の指定又は当該指定の更新の申請
 四 法第三十九条第一項の規定による指定障害者支援施設の指定の変更の申請
 五 法第四十条(法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第一項の規定による指定相談支援事業者の指定又は当該指定の更新の申請
 六 法第四十六条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の変更又は指定障害福祉サービス若しくは指定相談支援の事業の廃止、休止、若しくは再開の届出
 七 法第四十六条第二項の規定による指定障害者支援施設の変更の届出
 八 法第四十七条の規定による指定障害者支援施設の指定の辞退の届出

第三条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。
 (市町村等への通知等)

第四条 知事は、第二条第一号から第五号までに掲げる指定、指定の更新若しくは指定の変更、同条第六号から第八号までに掲げる届出の受理又は法第五十条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取り消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市町村長に通知するものとする。
 一 事業所又は施設の名称及び所在地
 二 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
 三 サービスの種類
 四 指定等の年月日
 五 指定等に係る障害福祉サービスの開始予定年月日又は施設の開設予定年月日
 六 運営規程

第五條 法第五十一条の規定による公示は、前条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項について行うものとする。
 (公示)

附 則
 (施行期日)
 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。
 (指定居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の廃止)
 2 指定居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十四年秋田県規則第五十六号)は、廃止する。

七 事業所番号
 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
 2 知事は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、同項各号に掲げる事項に係る情報を他の都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(秋田市を除く。)に対して提供することができる。

正 誤

ページ 段 行 誤 正
 (原稿誤り)
 平成十八年九月二十九日(号外第八号)掲載の秋田県規則第九号は、第百八号の誤り

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄